

# 令和3年度 群馬大学大学院生海外研究活動等奨励金募集要項

令和3年9月27日  
国際センター国際交流委員会決定

## 1 趣旨

群馬大学大学院生海外研究活動等奨励金の支給希望者を募集する。

本奨励金は、本学大学院生が海外において研究活動（海外研究活動）を行うことを奨励し、もって、高い専門性と国際的リーダーシップを備えたグローバル人材の育成に資することを目的とする。

## 2 対象学生

本学の大学院正規課程に在籍する学生とする。国籍は問わない。

ただし、対象となる海外での研究活動が他の団体等の助成に採択され、奨学金等を受給または受給予定の者を除く。（申請中で採否が未定の場合、申請は受け付けるが、本奨励金の審査は他団体等の助成の採否決定後に行う。）

また、対象となる海外での研究活動の費用の一部が、その財源を問わず（※）、群馬大学から別途支給されることがないこと。

当該海外研究活動の経費（旅費等）が本学から支給または支給予定の場合（財源を問わない）も同様とする。特に、当該海外研究活動が群馬大学学生海外派遣奨励金の対象プログラムの内容となっている場合は、同プログラムに参加することとし、本奨励金の申請は行わないこと。

※ 運営費交付金、公的及び民間機関等からの研究助成金、委託研究費、共同・受託研究費、寄附金など

## 3 研究活動の内容・支給対象

本奨励金は、以下の研究活動（令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間内）の経費として支給され、これ以外の用途に使用することはできない。

- (1) 海外における調査、研究活動
- (2) 海外で開催される国際学会、研究集会等での発表(質疑対応は含まない)(※)
- (3) 研究に資すると認められる海外でのボランティア活動やインターンシップ等
- (4) 特に、本奨励金の趣旨に合致すると国際センター長が認めたもの

※ 発表者（口頭、ポスター）、司会（座長）、討論者（コメンテーター）を対象とする。

※ オンラインで開催される学会等については発表を前提として参加費（実費）を認める。

#### 4 募集人数及び支給額

当該年度の予算の範囲内において一人当たり上限5万円。

ただし、オンラインで開催される学会等については参加費（実費）とし、一人当たり上限3万円。

#### 5 提出書類

(1) 群馬大学大学院生海外研究活動等奨励金申請書（様式1）

(2) 指導教員推薦書（様式2）

(3) 当該研究活動等に関する書類

- ・研究機関の受入許可証等（メールの写し可）
- ・国際学会等の開催通知、プログラム等役割が記載されている書類等の写など

#### 6 期限及び提出先

提出期限 令和3年 月 日（ ）～ 月 日（ ）

※各研究科等で設定してください。

提出場所 ○○係

#### 7 審査方法及び支給対象者の決定

提出された申請書を基に研究科（理工学府を含む。以下同じ。）及び国際センターで内容を審査し、国際交流委員会で決定する。

審査は、研究活動の内容については研究科で行い、それ以外の条件等については研究国際交流作業部会で行う。なお、研究内容が不十分なものには、本奨励金は支給しない。

審査結果は、研究科長及び申請者あて通知する。

#### 8 実施報告及び本学の国際交流活動への協力

支給対象者は、帰国後1ヶ月以内に別紙「成果報告書（様式3）」と航空券の搭乗証明書、旅券、現地の宿泊が分かる書類等を提出し、本学の国際交流活動に積極的に協力すること。

オンラインで開催される学会等に参加した場合は、参加費を支払ったことが分かる書類等を提出すること。

#### 9 その他留意事項

(1) 申請は、各年度1名1回限りとする。

(2) 申請書等の様式は、国際センターホームページからダウンロードすること。

(3) 申請書等の記載及び提出書類に不備があるものは受理しない。

(4) 申請に当たっては、安全保障上問題がないことを事前に確認すること。

- (5) 報告書の内容については、印刷物及びホームページ等で公開することがある。
- (6) 渡航時期については、令和3年4月1日以降に出国し、令和4年3月31日までに帰国するものとする。

10 研究科から国際課への書類提出期限及び照会先等

書類提出期限：

令和3年12月24日（金）

書類提出先および照会先：国際課 学生国際交流係 内線7627  
g-exchange@jimu.gunma-u.ac.jp